

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年4月7日(金)午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 会議書記の指名

- 第3 議事案件

- 議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

- 議第2号 農地法第4条規定による申請の件

- 議第3号 農地法第5条規定による申請の件

- 議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

- 議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

- 議第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項規定による農用地利用配分計画について

- 議第7号 その他

- 1) 畑作転換承認申請について

- 2) 専決処分の報告について

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から4月の定例委員会を開催致します。本日は、委員17名全員出席されていることを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に13番、速水委員さんと14番、今村委員さんのお二人を指名致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため売買による所有権移転の異動でございます。番号1番、申請地、大字奥田□番1(田)2,102㎡、大字奥田□□番地(田)1,177㎡、大字奥田□□□番2(畑)321㎡、譲受人、橿原市曲川町二丁目、□□□□、譲渡人、奈良市、□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、67,830㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、羽山歯科医院より□□へ約100mのところでありまして。番号2番、申請地、大字土庫□□□番3(田)339㎡、譲受人、橿原市曲川町二丁目、□□□□、譲渡人、大字藤森、□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、67,830㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、藤森交差点より□□へ約100mのところでありまして。番号3番、申請地、大字秋吉□□□番地(田)656㎡、譲受人、橿原市曲川町二丁目、□□□□、譲渡人、奈良市、□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、67,830㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、刃良売の墓より□□へ約100mのところでありまして。番号4番、申請地、中今里町□□□番地(畑)862㎡、譲受人、今里町、□□□□、譲渡人、北片塩町、□□□□、売買による所有権の移動で、申請理由は、小作地開放のためでございます。譲受人の耕作地面積は、2,142㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセンターより□□へ約200mのところでありまして。以上、第1号議案につきましては4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、それぞれの譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、番号1番から4番まで、それぞれの譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、これも番号1番から4番まで、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、番号1番から4番まで、それぞれの申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項につ

いて申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字出□□□番1(田)882㎡、申請人、大字出、□□□□、転用目的は、太陽光発電設備への転用でございます。場所は、調査順序表第□番目、よのもと保育園より□へ約50mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第2号議案につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。出の□□さんの太陽光発電設備への転用ですが、現状としては休耕されております。自宅の敷地が東側にあり、売電と自家用の為のソーラーパネルを設置されるためです。周囲はご自身の敷地、農地に囲まれ、南側は道路に面しております。整地して、パネルを設置されます。雨水は自然浸透で、既存の水路から北と南の水路に排水されます。農地部会では、妥当な申請であろうとの事でした。以上報告致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明させていただきます。大字出の申請地の農地区分につきましては、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次の、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より直ちに着手したいということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字池尻□□□番1の一部(田)64.17㎡、大字池尻□□□番4の一部(田)84.60㎡、借受人、葛城市、□□□□、貸出人、桜井市、□□□□、申請地は、使用貸借権の設定により分家住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、高田生花地方卸売市場より□□へ約100mのところであります。番号2番、申請地、大字奥田□□番地(田)1,129㎡、譲渡人、磯野町、□□□□、番号3番、申請地、大字奥田□□番地(田)1,181㎡、譲渡人、大字西坊城、□□□□、番

号2番、3番いずれも譲受人が御所市、□□□□、いずれも売買による所有権移転で、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、羽山歯科医院より□□へ約50mのところであります。以上、第3号議案につきましては2件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。池尻の分家住宅への転用申請ですが、申請地の現況は、耕起されてはおられましたが休耕されておりました。周囲の現況は、東側・南側は父親の農地。西側は道路で、北側は畑です。周囲に被害のないように勾配をつけて造成され、分家住宅一棟を建築汚水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに西側水路に排水する計画です。農地部会としては、妥当な申請であろうとの審議結果でした。続きまして、奥田の資材置場への転用ですが、申請者の会社が近隣に工事現場があり、その資材を置く場所を確保したいためです。周囲は、擁壁や道路の水路に囲まれており、そこから土砂の流出のないように造成されるようです。雨水は自然浸透で、東側水路から排水される計画です。この案件につきましても、妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします。

事務局 　それでは説明させていただきます。大字池尻の申請ですが、水管、ガス管の埋設された道路に面した農地で、農地区分は第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は融資会社の借入資金でまかなう計画で、資金融資承認通知書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると判断致します。続いて、大字奥田の□□さんの申請につきましては、周辺の農地が10ha未満の農地の区域で、農地の区分は、第2種農地に該当致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で定期預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのことですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的からしては少し広いように思われますが、□□□□□から借入申込のあった資材置場につきましては、隣接又は近隣に建設工事現場等もあることから、適当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などがございませんので、採決致します。議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。続いて議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったもので

ございます。番号1番、申請地、大字大谷□□□番地（田）1,299㎡、借受人、大字大谷□□□□、貸出人、大字大谷□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。番号2番、申請地、大字藤森□□□番1（田）1,210㎡、借受人、大字藤森、□□□□、貸出人、大字藤森、□□□□、解約理由は、期間満了のためでございます。番号3番、申請地、中今里町□□□番地（畑）862㎡、借受人、今里町、□□□□、貸出人、北片塩町、□□□□、解約理由は、所有権移転のためでございます。以上、議第4号につきましては3件の通知でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

16番 　中今里の案件ですが、1号議案の3条申請に同じ土地でありましたが、3条申請の譲受人と、18条の賃借人との関係について教えてください。

事務局 　3条申請の譲受人が賃借人の息子さんで、親子関係です。

16番 　わかりました。小作地を、息子さん名義にされるということですね。

議長 　他に質問がないようですので、議第4号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。それでは続いて議第5号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、利用権を設定する者、大字出、□□□□、利用権を設定する農地、大字出、□□□番2（田）1,003㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、御所市、□□□□、利用権を設定する者、大字田井、□□□□、利用権を設定する農地、大字田井□□□番地（畑）1,072㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、葛城市、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□番地（田）829㎡、中間管理権の設定により、利用期間は、平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間でございます。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、大字藤森、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□番地（田）970㎡、中間管理権の設定により、利用期間は、平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間でございます。整理番号5番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、檀原市川西町、□□□□（持分□分の□）、檀原市川西町、□□□□（持分□分の□）、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1（田）2,083㎡、中間管理権の設定により、利用期間は、平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認

められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第6号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。本件は、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。一方で、農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案を提出するよう求めることが出来るとされていることから、市町村がその計画案を作成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものとされています。今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議第6号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日もご審議頂くものでございます。番号1番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□番（田）829㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。番号2番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□番（田）970㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。番号3番、利用権の設定を受ける者、高市郡明日香村、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1（田）2,083㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。以上、農地利用配分計画については3件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

14番 　先ほどの案件の中間管理権とのことでお聞きしたいのですが、担い手サポートセンターは、10年の白紙委任と聞いておりますが、5年のものもありますその点について教えて頂ければ。また、担い手の方は、遠い所から来られるようですが、きっちりと耕作していただけるのですか。

事務局 　中間管理機構の中間管理権は10年とされておりますが、先ほどのご質問の中にもありました、遠い所からの耕作ですので、まとまった耕作地があることを条件に引き受けて頂いており

ますので、近くの休耕地の方に声をかけさせて頂いたところ10年では長いので、5年でということになりました。藤森の農地の他にも、広陵町の百済にも借りられて耕作されるようです。中間管理権での貸付ですので、不都合がでてきましたら、サポートセンターを通じ改善いただけるものと思われま

議 長 他に質問はございませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。次に議第7号、その他の1番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第7号、その他1番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字西坊城□□□番1(田)1,519㎡、大字西坊城□□□番1(田)1,663㎡、申請人、檜原市、□□□□、田から畑への変更であります。場所は、調査順序表第□番目、羽山歯科医院より□□へ約200mのところであります。以上、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明をお願いします。

部会長 それでは、報告させていただきます。西坊城の畑作転換につきましては、現状一部を畑として使用されておりますが、盛り土し野菜の作付をしやすくするため申請されました。周囲に農地はなく、周辺に土砂の流出の無いように盛り土するとのことで、被害はないものと思われま

議 長 それでは、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第7号、その他1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第7号、その他1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第7号、その他2番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第7号、その他2番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成29年2月27日から平成29年3月27日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、南今里町□□□番1(畑)202㎡、南今里町□□□番1(畑)140㎡、譲受人、京都府木津川市、有限会社□□□□□□□□、譲渡人、今里町、□□□□、それぞれ売買による所有権移転による戸建専用住宅への転用届出であります。平成29年3月23日に確認委員の今村委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号2番、転用届

出地、大字神楽□□□番1（田）1,170㎡、譲渡人、神楽二丁目、□□□□、転用届出地、大字神楽□□□番1（田）782㎡、譲渡人、神楽一丁目、□□□□、いずれも譲受人が東京都品川区、(株)□□□□で、それぞれ賃貸借権の設定により、コンビニエンスストアへの転用届出であります。平成29年3月31日に確認委員の奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので報告第1号を終わります。確認委員の今村委員さん、奥本委員さんのお二人には大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで4月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	速水 保
署名委員	今村平治郎